

統発 0827 第3号  
平成25年8月27日

社団法人 全国有料老人ホーム協会会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

### 平成25年社会福祉施設等調査の協力依頼について

平素より、厚生労働施策につきまして多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、社会福祉施設等調査につきましては、地方自治体が把握する対象名簿等に基づき調査を実施してまいりました。

本年も同様となります。サービス付き高齢者向け住宅として地方自治体への登録により、有料老人ホームの届出がなされたとみなされる施設につきましても、下記2(1)にありますように、有料老人ホームとして本調査の対象となります。

つきましては、貴会の会員の皆様へのご周知を賜りたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、記入していただきます「保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票（別紙2）」は、9月下旬頃に民間事業者より郵送させていただきます。

#### 記

##### 1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

##### 2 調査の対象及び客体

(1) 及び(2)に掲げる社会福祉施設等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び児童福祉法による障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

###### (1) 施設：54種類

###### ○生活保護法による保護施設（5種類）

救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供的施設

###### ○老人福祉法による老人福祉施設（8種類）

養護老人ホーム（一般、盲）、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人福祉センター（特A型、A型、B型）

###### ○障害者総合支援法による障害者支援施設等（3種類）

障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

- 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設（8種類）  
身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者更生センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設
- 壳春防止法による婦人保護施設（1種類）  
婦人保護施設
- 児童福祉法による児童福祉施設（19種類）  
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設（福祉型、医療型）、児童発達支援センター（福祉型、医療型）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）、その他の児童館、児童遊園
- 母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設（2種類）  
母子福祉センター、母子休養ホーム
- その他の社会福祉施設等（8種類）  
授産施設、宿所提供的施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉館、へき地保育所、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するものを含む。）

## （2）事業所：23種類

- 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所（19種類）  
居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、相談支援事業所（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）、共同生活介護事業所、共同生活援助事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所
- 児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所（4種類）  
児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

### 3 調査の期日

平成25年10月1日（火）現在において実施する。

### 4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

- (1) 基本票
  - ①施設基本票（別紙1-1）
  - ②事業所基本票（別紙1-2）
- (2) 詳細票
  - ①保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票（別紙2）
  - ②障害者支援施設等調査票（別紙3）
  - ③児童福祉施設等調査票（別紙4）

④保育所調査票（別紙5）

⑤障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票（別紙6）

#### 5 調査の実施体制

- (1) 厚生労働省が、調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。
- (2) 都道府県・指定都市・中核市は、それぞれの区域内の調査対象施設・事業所について、「平成25年社会福祉施設等調査調査対象名簿」及び基本票の作成等、円滑な調査の実施に向け、必要な業務を行う。

#### 6 調査の方法

- (1) 基本票は、厚生労働省から都道府県・指定都市・中核市に配布し、各担当者が記入する。
- (2) 詳細票は、都道府県・指定都市・中核市により更新された「平成25年社会福祉施設等調査調査対象名簿」を基に、民間事業者から全施設・事業所に配布し、各管理者が記入する。

#### 7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は速やかに公表する。